三　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

ハ～チ　（略）

（削る）

（削る）

リ　（略）

（削る）

四　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

ハ～ト　（略）

（削る）

チ　（略）

（削る）

五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。）

ハ～ト　（略）

（削る）

チ　（略）

（削る）

六　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ　（略）

ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ホ～ト　（略）

（削る）

（削る）

チ　（略）

（削る）

三　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

ハ～チ　（略）

リ　当該事業に係る資産の状況

ヌ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル　（略）

ヲ　役員の氏名、生年月日及び住所

四　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

ハ～ト　（略）

チ　当該居宅サービスを行う事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

リ　（略）

ヌ　役員の氏名、生年月日及び住所

五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。）

ハ～ト　（略）

チ　当該居宅サービスを行う事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

リ　（略）

ヌ　役員の氏名、生年月日及び住所

六　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ　（略）

ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ～ト　（略）

チ　当該事業に係る資産の状況

リ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ヌ　（略）

ル　役員の氏名、生年月日及び住所